

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1:R7.9.1】

1. 入会申込に関する質問

【Q1】妊娠・出産により児童クラブを利用する場合、利用期間はようになりますか。
A. 出産予定月の3か月前から、出産日から8週を経過する日の翌日が属する月の月末までです。実際の出産日によって変更となる場合があります。 (例) 出産予定日が7月15日の場合→4月からの入会が可能(15日～利用を想定) 9月30日まで利用が可能 出産日が前後し、利用期間が変更となる場合、 <u>こども未来創造課へ必ずご連絡ください。</u> (例)・出産予定日が7月15日、出産日が6月3日の場合 9月30日まで利用可能→7月31日まで利用が可能 ・出産予定日が7月15日、出産日が8月5日の場合 9月30日まで利用が可能→10月31日まで利用が可能
【Q2】出産後、そのまま育児休業する場合、継続して児童クラブを利用できますか？
A. 育児休業中は、妊娠・出産により利用可能である月を過ぎての利用はできません。
【Q3】育児休業から復職する場合、いつから児童クラブを利用できますか。
A. 育児休業復帰日の属する月の初日から利用できます。 (例) 4月30日から育児休業復帰→4月からの入会が可能 5月1日から育児休業復帰→5月からの入会が可能 ※保護者が労働等で放課後家庭にいない場合のみ利用できます。
【Q4】第二子の保育園が決まってから復職の予定です。保育園が決まらなかった場合、復職できません。児童クラブを利用することはできますか。
A. 保育園が決まらず復職の時期が未定になった場合、児童クラブを利用できません。そのような事情がある場合は、申込フォームの「備考欄」に、「保育園が決まらない場合復職不可」と入力してください。
【Q5】令和8年4月から小学校に入学予定ですが、入学する小学校が確定していません。その場合、複数の小学校区の児童クラブに申込みできますか。
A. 複数の小学校区の児童クラブに申込みすることはできません。入学する可能性の高い学校を選択してください。また、申込フォームの「備考欄」に、「入学予定校検討中」と入力してください。 なお、申込み後に入学予定校が変更となった場合は、 <u>こども未来創造課へ至急ご連絡ください。</u>

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1:R7.9.1】

【Q6】令和8年3月末に引っ越し、4月から転校(入学)します。申込みはできますか。
A. 入会承認期間までに沼津市に居住する場合は、入会申込が可能です。住所入力欄には、現在の住所を入力してください。また、申込フォームの「備考欄」に「引っ越し予定」と入力してください。
【Q7】7・8月のみ利用したいです。4月入会申込期間に申込みできますか。
A. 申込みできません。4月入会申込期間に申込みがあった場合、選考の結果、入会承認となった場合、入会承認期間は4月から翌年3月となります。 誤って4月入会申込期間に申込み、入会承認となった場合、入会承認期間が始まる前までに「辞退届」を提出してください。提出がない場合、施設利用の有無にかかわらず、指導料等を負担していただきます。 ※休会制度はございません。
【Q8】入会期間を7月25日～8月24日といった1か月単位での利用はできますか。
A. 基本的には、児童クラブは月単位(1日から末日まで)の入会となりますが、夏休み期間に限り学校の夏休み期間に応じた利用ができます。 なお、夏休み期間限定の指導料は、9,000円を予定しています。
【Q9】児童クラブを一度退会し、同じ年度内にもう一度利用が必要となった場合、どのような手続きが必要ですか。
A. 再入会をする場合、全ての必要書類を揃えて、再度申込みしてください。
【Q10】入会申込をしましたが、利用する必要がなくなりました。何か手続きは必要ですか。
A. 入会承認通知の <u>入会承認期間が始まる前までに</u> 、各児童クラブへ「辞退届」を必ず提出してください。入会承認期間が始まった後は、退会月(最終利用月)の10日までに「退会届」を提出していただきますが、退会までは施設利用の有無にかかわらず、指導料等を負担していただきます。(遡っての提出はできません。)
【Q11】入会承認通知書が届きましたが、入会期間の変更はできますか。
A. <u>入会期間の変更は原則できません</u> 。(妊娠・出産による入会で、出産日による利用期間の変更を除く。【Q1】参照) 入会期間の始期を遅らせたい場合は、「辞退届」を提出し、一度申込みを取り下げただき、再度希望する利用月の申込みをしてください。なお、再度選考があります。 承認されている入会期間の終期を前倒して退会したい場合は、退会月(最終利用月)の10日までに「退会届」を提出してください。
【Q12】現在別居(又は離婚協議)中ですが、児童と同居していない父又は母の分の書類の提出は必要ですか。
A. 就労証明書等の提出は必要ありませんが、離婚協議中と(又は世帯分離をしていることが)分かる書類の提出をお願いします。申込フォームの「備考欄」に現在の状況を詳しく入力してください。

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1:R7.9.1】

【Q13】現在、単身赴任中ですが、児童と同居していない父又は母の分の書類の提出は必要ですか。

A. 就労証明書等の提出が必要です。なお、住所は住民票上の住所を記入し、申込フォームの「備考欄」に「単身赴任中」と入力してください。

2. 各書類に関する質問

【Q1】就労証明書は沼津市の保育所への申込みに使用したものを使ってよいですか。

A. 沼津市の保育所への申込に使用した就労証明書を使用していただいて構いません。なお、各証明書は原則発行日から3か月以内のものを提出してください。ただし、4月入会希望の場合のみ、保育所等の申込みに使用された就労証明書（9月発行）の写しも使用可能です。（就労状況に相違がない場合に限る。）

【Q2】これから引っ越しをする予定ですが、入会申込はどの住所を書けばよいでしょうか。

A. 住所記入欄には、現在の住所を入力してください。また、申込フォームの「備考欄」に「引っ越し予定」と入力してください。（P2:1【Q6】参照）

【Q3】現在、単身赴任中ですが、児童と同居していない父又は母の分の書類の提出は必要ですか。（P2:1【Q13】再掲）

A. 就労証明書等の提出が必要です。なお、住所は住民票上の住所を記入し、申込フォームの「備考欄」に「単身赴任中」と入力してください。

【Q4】4月当初からの入会を希望しますが、3月までの間に雇用期間が終了することが決定しており、その後の就労は未定です。今の就労先で申込みはできますか？

A. 4月以降、雇用の継続が明らかでない場合には、申込みできません。4月以降の就労先が決まり、新しい就労先の就労証明書が準備でき次第、申込みをお願いします。

【Q5】兄弟姉妹で同時期に入会申込する場合、まとめて申込みはできますか。

A. 同時期に入会申込をする場合であっても、全ての入会要件（就労等）を確認できる書類を準備し、入会者全員分の申込みが必要です。

【Q6】提出する書類は指定がありますか。

A. 看護・介護により入会申込する場合、市指定様式「介護・看護状況申告書」の提出が必要です。就労証明書については、市の様式と同様の内容が記載されている場合は、別様式でも構いません。

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1:R7.9.1】

3. 指導料の減免に関する質問

【Q1】ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）です。指導料の減免は、どのような手続きが必要ですか。
A. 入会申込時に、申込フォームの「児童扶養手当を受給していますか？」の項目で「はい」を選択し、児童扶養手当証書に記載された「証書番号」を入力してください。
【Q2】児童扶養手当受給者のため指導料の減免を受けていましたが、年度途中で対象世帯に該当しなくなりました。どのような手続きが必要ですか。
A. まずは利用する児童クラブに連絡してください。変更届出書の「児童扶養手当受給の有無」欄の無に○を付け、各クラブへ提出してください。
【Q3】11月の児童扶養手当の更新で、全部支給停止から全部支給（又は一部支給停止）に変更となりました。指導料の減免は受けられますか。
A. 児童扶養手当受給の確認ができれば、対象となります。お手元に児童扶養手当証書が届いたら、速やかに利用する児童クラブにお申し出ください。 変更届出書の「児童扶養手当受給の有無」欄の有に○を付け、その右枠内に児童扶養手当証書に記載された「証書番号」を記入し、各クラブへ提出してください。

4. 入会不承認に関する質問

【Q1】入会不承認となりましたが、児童クラブに空きが出たらすぐに利用することが出来ますか。
A. 入会不承認になった場合、申込みの小学校区の児童クラブで退会者等が出た場合は、再度選考の対象となります。選考の結果、 <u>承認となった場合のみ、入会承認通知でお知らせします。</u>
【Q2】入会不承認となり、再選考を待っていましたが、利用する必要がなくなりました。手続きは必要ですか。
A. 「辞退届」を各児童クラブに提出してください。